

行財政

平成28年度決算版
「東村山市財政白書及び新地方公会計制度による財務書類」の公表

財政状況について市民の皆さんに分かりやすくお知らせするために、28年度の決算状況を基に、財政白書と財務書類を公表します。

同財政白書・財務書類は次の方法・場所でご覧になれます

日 4月10日(火)から
設置場所情報コーナー(本庁舎1階)、各図書館、**HP**
※情報コーナーでは、財政白書・財務書類を1部200円で販売します。

【普通会計】貸借対照表対前年度比較 財務書類のうち、普通会計における貸借対照表の前年度との比較です。鉄道付属街路等の整備により、資産合計は増となりました。地方債の減等により、負債合計は減となりました。(単位:百万円)

(資産の部)	28年度	27年度	増減	(負債の部)	28年度	27年度	増減
1 公共資産	135,696	135,532	164	1 固定負債	43,564	44,133	△569
2 投資等	7,173	7,245	△72	2 流動負債	4,540	4,690	△150
3 流動資産	5,446	5,416	30	負債合計	48,104	48,823	△719
資産合計	148,315	148,193	122	(純資産の部)	28年度	27年度	増減
				純資産合計	100,211	99,370	841
				負債・純資産合計	148,315	148,193	122

*△はマイナスを表す。

補助・貸付

義務教育費の一部援助

公立小・中学校に在籍するお子さんがいる市内在住のかたで、次のいずれかに該当するかた

- 生活保護が停止又は廃止になったかた
- 市・都民税、固定資産税(都市計画税)、国民年金保険料、国民健康保険税の減免を受けているかた
- 児童扶養手当を受けているかた
- 病気で収入が少なく、経済的に困りのかた

入学用品(年額小学生1万3千円、中学生2万4千円程度)、給食費、修学旅行・移動教室費、遠足代、医療費(中

入園料補助金

平成30年度私立幼稚園等入園料補助金

私立幼稚園等への入園料等

★4月23日(月)～27日(金)は午後5時～8時に、いきいきプラザ1階ロビーで受け付けます。
★年度ごとに新しい申請が必要です。
※生活保護を受給しているかたは申請不要です。
※詳細は学校で配布する「お知らせ」をご覧ください。

6か月～就学前の乳幼児
※要予約、4月2日(月)～16日(月)の平日午前9時～午後6時に電話でネス・コーポレーション(☎03-5468-6600)へ
☎まちづくり推進課

東村山都市計画道路3・4・10号東村山多摩湖駅線および同3・4・31号東村山野口線事業概要および測量説明会

東村山都市計画道路3・4・10号東村山多摩湖駅線および同3・4・31号東村山野口線のうち、同3・3・8号府中所沢線から一般道東村山東大和線(第128号)までの延長約1,110m区間について、事業概要および測量の説明会を開催します。

★手話通訳あり
日 4月20日(金)午後7時～8時30分、4月21日(土)午前10時～11時30分(各回30分前に開場)
※両日とも内容は同一です。
場 中央公民館「ホール」(本町2-33-2)
※車での来場はご遠慮ください。

国保・年金

国民年金保険料の「学生納付特例制度」をご存じですか

学生は前年の所得が一定額(原則として118万円)以下の場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」の申請ができます。

申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などで障害が残ったときに障害年金が受給できなくなる場合があります。
承認を受けた期間中は、本来の納付期限から10年以内であれば、経過期間に応じて一定の金額を加算した保険料をあとから納付する追納制度が利用できます。

なお、申請が承認された場合、老齢基礎年金の受給資格には算入されますが、追納制度による納付がない場合は年金額に反映されませんのでご注意ください。

税

公的年金からの住民税(市民税・都民税)仮徴収の実施

65歳以上で、公的年金所得に係る住民税が課税になるかたを対象に、公的年金から住民税の引き落とし(特別徴収)を行います。

平成30年度の年金所得に係る住民税(特別徴収税額)は6月に決定し、7月に年金保険者(日本年金機構など)へ引き落としの依頼をします。
29年10月以降、住民税が公的年金から引き落としされてきたかたは、29年度の年金所得に係る住民税額(2分の1に相当する額を4・6・8月の3回に分け、仮徴収として引き落としします。その後、10・12・2月に、30年度の1年間の住民税額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて引き落としします。

なお、仮徴収した額が、1年間の税額を上回る場合は、年金保険者から市へ納入される第2回還付します。
仮徴収される税額については、29年6月に送付した「平成29年度市民税・都民税税額決定・納税通知書」をご確認ください。

福祉

公法第4条(有償譲渡の届出)

市内の土地を有償で譲渡しようとするときに、次の要件のいずれかに該当する場合は、譲渡の3週間前までにその旨を市長に届け出る必要があります。

- 対象となる土地・面積の要件
- ① 都市計画施設等の区域内の土地 200㎡以上
 - ② 生産緑地区域内の土地 200㎡以上
 - ③ ①・②以外の市街化区域内の土地 5千㎡以上
- 公法第5条(買い取り希望の申し出)
- 市内の一定規模以上の土地について地方公共団体による買い取りを希望する場合は、市長にその旨を申し出ることが出来ます。

対象となる土地・面積の要件

- 都市計画施設の区域内又は都市計画区域内の土地のうち、市街化区域の土地 100㎡以上

用地課

環境

ごみ・資源物は収集日の朝8時までに指定場所へ

ごみ・資源物の収集は朝8時から始まります。排出量、交通事情等によって収集時間や収集ルートを変更することがありますので、収集日の朝8時までに指定場所へ出すようご協力をお願いします。

収集後に出されたごみの収集(2度目の収集)は行いません。

ごみ減量推進課

福祉

新たに決まった民生委員・児童委員(老人相談員)の紹介

4月1日付けで新しく次のかたが、厚生労働大臣から「民生委員・児童委員」に委嘱されました。また、高齢者福祉の向上のために活動していた

が、市内の土地を有償で譲渡しようとするときに、次の要件のいずれかに該当する場合は、譲渡の3週間前までにその旨を市長に届け出る必要があります。

対象となる土地・面積の要件

- ① 都市計画施設等の区域内の土地 200㎡以上
- ② 生産緑地区域内の土地 200㎡以上
- ③ ①・②以外の市街化区域内の土地 5千㎡以上

公法第5条(買い取り希望の申し出)

市内の一定規模以上の土地について地方公共団体による買い取りを希望する場合は、市長にその旨を申し出ることが出来ます。